

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取空港除雪業務

(2) 業務の内容

本件業務は、鳥取空港の滑走路、誘導路、駐車場等の除雪作業を行うものであり、原則として、県の保有する除雪機械を使用して行う機械除雪並びに受託者所属の人員及び器具を使用して行う人力除雪により行うものとする。ただし、必要に応じ、借上げ機械（受託者が自ら保有し、又はリース契約（リース期間が2の(3)の競争入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用する除雪機械をいう。）を使用して除雪を行う場合もある。

(3) 履行期間

平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取市湖山町西四丁目 110-5（鳥取空港内）

2 応募書類等の提出ができる者

応募書類及び入札参加資格確認書類（以下「応募書類等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 18 年鳥取県告示第 505 号（除雪業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成 13 年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務を履行した実績を有する者であること。

(6) 本件業務の履行期間中、次に掲げる職員を確保できる者であること。

ア 機械により除雪を行う大型免許を有する運転手 14 名以上及び大型特殊免許を有する運転手 2 名以上並びに人力により除雪を行う作業員 5 名以上。ただし、機械により除雪を行う運転手のうち 8 名は、発注者の要請後 1 時間以内に機械による除雪に係る初動の体制をとることができるものであること。

イ 平成 13 年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務の実務の指導又は指揮の実績がある常駐できる除雪指導員

(7) 平成 18 年 10 月 27 日（金）から同年 11 月 9 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

3 応募書類等の作成及び提出

(1) 応募書類等作成要領の交付

応募書類等作成要領は、次により交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 18 年 10 月 27 日（金）から同年 11 月 9 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

鳥取市湖山町西四丁目 110-5 鳥取県鳥取空港管理事務所管理係

(2) 応募書類等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募書類等作成要領に基づき作成した応募書類等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 応募書類等の審査

提出された応募書類等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取空港管理事務所管理係（電話番号 0857-28-1150）とする。

(2) 応募書類等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 応募書類等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 応募書類等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募書類等の提出があっても指名されるとは限らない。

(5) 応募書類等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された応募書類等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。